

化学肥料低減経営強化緊急対策事業の 募集について

内容	国は事業の肥料コスト上昇分の7割を補填する支援金を交付することとしています。そのため、県では県内農業者の取組を後押しし、国の支援金を確実に受け取ることができるよう、化学肥料使用量の2割低減に効果のある農業用機械等の購入経費の1/2を補助します。
事業実施主体	埼玉県内に所在し、県内で主たる農業生産販売活動を行っている以下の組合、法人及び団体 ・ 農業協同組合 ・ 農業法人 ・ 5戸以上の農業者で組織する団体 (代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) 令和4年度(一次、二次募集)で実施済みの方も対象 ※令和4年度(一次、二次募集)で実施済の事業実施主体の目標設定 ・ 前回計画と別圃場、別作物での取り組みの場合、対象圃場、対象作物での2割低減 ・ 前回計画と同圃場での取り組みの場合、前回計画目標からさらに2割以上の低減
対象機械	化学肥料低減に資する農業用機械全般 (堆肥盤などの施設を含む。) 例：畝立同時施肥機、側条田植機などの局所施肥機、堆肥活用のための農業用機械類(マニュアルスプレッダー等)、散布幅や散布量を調整できる肥料散布機(ブロードキャスターやライムソー等)、土壌分析装置など (いずれもこれらと一体で使用することが必要な機械類を含む。)
補助率	上記機械等の購入経費の1/2を補助します。 ※申請1件あたり補助金上限500万円
申請に必要な書類	申請書、事業実施計画書、導入する機械等の規模決定根拠、参考見積書、資金調達計画、機械等の仕様がわかる資料、事業実施位置図、機械及び格納庫の位置図、機械等の管理運営規定、定款・規定の写し、法人・組合・団体の構成員名簿 等

【対象機械の納品期限】

対象条件	令和5年12月末までに納品が可能な農業用機械となります。
------	------------------------------

【申請のフロー図】



【事業の申請先】

お住まい市町村を管轄する農林振興センターへご提出ください。

農林振興センター	電話番号
さいたま農林振興センター	048-822-2492
川越農林振興センター	049-242-1808
東松山農林振興センター	0493-23-8532
秩父農林振興センター	0494-24-7211
本庄農林振興センター	0495-22-6156
大里農林振興センター	048-523-2812
加須農林振興センター	0480-61-3404
春日部農林振興センター	048-737-2134
農産物安全課	048-830-4053